



## 令和5年度共同募金（令和6年事業使用分） 県域社会福祉団体支援助成事業実施要領

社会福祉法人青森県共同募金会

### 1 目的

県域で活動する社会福祉団体等による「広域での福祉課題の解決に向けた活動」に必要な事業経費の支援を行うことにより、県全域の社会福祉事業の活性化を図る。

### 2 助成対象及び助成額

#### (1) 助成対象団体

県広域で活動する社会福祉法人・団体及び県更生保護協会

#### (2) 助成対象事業

令和6年度に実施される次の事業を対象とする。

ア 団体が独自に行う共同募金助成金が主体となって実施される地域福祉の推進を図ることを目的とした事業（福祉の専門性を高める研修、地域課題解決事業等）

イ 東北ブロック大会及び全国大会等の主催に伴う事業

#### (3) 助成額及び助成率

ア 予算枠1,000万円の範囲内で助成する。

イ 助成額は（ア）から（ウ）に定める金額の範囲内とし、1事業につき総事業費の75%以内とする。なお、申請額は万円単位とする。

（ア）1団体あたり1事業50万円以内

（イ）東北ブロック大会及び全国大会等開催事業は60万円以内

（ウ）青森県社会福祉大会開催事業は90万円以内

ウ 助成申請は1法人（団体）につき5事業までとする。

エ 他からの補助がある場合は、その補助額を総事業費から減じて算出する  
オ 同一事業への助成は原則3年を限度とする。ただし、継続性のある事業に対する助成については、その事業の必要性を考慮の上、助成の延長を認める。

カ その他、団体の運営状況等を考慮し、助成額を決定する。

### 3 助成対象外事業・団体について

次に該当する事業・団体は、共同募金の助成対象外とする。

#### (1) 他団体又は下部組織が主体となって実施される事業、もしくはそれら団体等への運営費補助と認められる事業

#### (2) 国又は地方公共団体の責任に属すると認められる事業

#### (3) 会員、構成員等同士の親睦のみを目的とした事業

#### (4) 申請団体の組織運営及び事務管理に係る経費

#### (5) 全国大会や研修会等への参加に係る経費

#### (6) 飲食経費（福祉サービス利用者に提供するものは除く）

#### (7) 宿泊経費（宿泊体験を主たる目的とする事業は除く）

#### (8) 機関誌又は広報誌等発行事業に係る直接経費（印刷製本費・発送料）以外の経費

#### **4 募集期間**

令和5年4月17日（月）～5月31日（水）

#### **5 助成の手続き**

##### **(1) 申請書の受付及び提出書類**

助成金の交付を受けようとする団体については、次の書類を本会に提出するものとする。

ア 共同募金助成事業申請書（様式第1号・Aの3）（※1）

イ 定款又は会則等（過去に提出済みの場合は省略）

ウ 当年度事業計画書・収支予算書

エ 前年度事業報告書・収支決算書（※2）

オ 実施事業の見積書、製品カタログ

カ その他本会が特に必要とする関係書類

（※1）申請書（ア及びイ）は、本会ホームページからダウンロードできます。

（[http://akaihane-aomori.or.jp/subsidy/subsidy\\_akaihane.html](http://akaihane-aomori.or.jp/subsidy/subsidy_akaihane.html)）

（※2）申請時点で令和4年度事業報告及び決算の承認が取れていない団体は、

令和3年度の事業報告書・決算書を提出。（決算承認後、当該書類を提出すること）

##### **(2) 助成決定**

助成決定については、申請内容を審査のうえ、助成計画に基づき、令和6年3月開催の理事会及び評議員会において助成の可否及び助成額を決定した後、申請した者に通知する。

##### **(3) 助成金の交付請求**

助成決定した法人・団体が、助成金の交付を受けようとするときは、「助成金交付請求書」を本会まで提出するものとする。また、助成金は、共同募金助成金交付請求書の内容が適正であることを確認のうえ、本会から当該法人等の指定する口座に送金するものとする。

##### **(4) 完了報告**

助成事業が完了したときは、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」第13条に基づき、事業完了報告書（様式第3号）を本会に提出するものとする。

（提出期限：事業実施年度終了後3か月以内）

#### **6 留意事項**

- (1) 事業予算枠を超える助成申請があった場合は、助成申請団体の財務状況等を勘案して、財務規模の小さい団体を優先する場合がある。
- (2) 募金総額と申請総額の調整等により、助成率が下がる場合がある。
- (3) 助成申請者は必要に応じて、配分委員会開催時に申請事業の内容を説明しなければならない。
- (4) その他、本要領に定めのない事項については、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」によるものとする。

#### **附則**

この要領は令和5年4月1日より施行する。